

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認		
根拠法令名	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	条項	法第 24 条
基準法令名		条項	
所 管 部 署	土木交通部道路課道路保全室 維持・管理係	標準処理期間	法定処理期間
		20 日 (ただし、所轄 警察署への協 議期間を除く)	日
処 理 区 分	受付機関	各土木事務所管理調整課 長浜土木事務所木之本支所管理課	日 日
	処理機関	各土木事務所管理調整課 長浜土木事務所木之本支所管理課	日 日
	交付機関	各土木事務所管理調整課 長浜土木事務所木之本支所管理課	日 日
審 査 基 準	文書の名 称	道路法承認工事審査基準	
	掲載図書 等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	

道路法承認工事審査基準

道路法第 24 条に基づき道路管理者の承認を受けて設置される施設は、工事完了後には道路施設として道路管理者に帰属される。よって道路管理者は、この施設が道路法他関係法令、基準に合致しているかを審査の上で承認することとなる。

本基準は道路法承認工事審査要領における審査基準を定めるものである。

(基本事項)

第 1 条

承認工事は本基準に定めるほか、道路構造令等の関係法令、滋賀県土木工事設計便覧（道路編）によらなければならない。

第 2 条

承認工事は共通仕様書等に基づき施工しなければならない。

(掘削、復旧)

第 3 条

承認工事により道路を掘削、埋め立て、復旧、舗装設置する場合は、「道路の掘削ならびに復旧要領」を準用する。

第 4 条

埋め立てなどにより新たに舗装される部分の舗装断面は「道路の掘削ならびに復旧要領」を準用する。

(道路法面の埋め立て、切り取り)

第 5 条 道路法面を埋め立て、切り取りする場合は、道路構造に支障とならないようにしなければならない。

第 6 条

道路の盛土切土の施工高、および縦横断勾配は、原則として当該道路の高さ、勾配に合わせ、路面排水などに支障を来さないようにしなければならない。ただし、道路改良等の計画がある場合は、土木事務所長と協議の上、手戻りとならないよう調整しなければならない。

第 7 条

法面の盛土に際しては、現況法面の表土を剥ぎ取り、必要に応じて段切りを施した上で、「道路の掘削ならびに復旧要領」に準じて路体、路床を施工しなければならない。

第 8 条

法面の切り土に際しては、その施工方法についての計画書を添付し、承認を受けなければならない。また切り取った後に民地側から雨水が道路に流入することの無いよう、対策を施さなければならない。

第 9 条

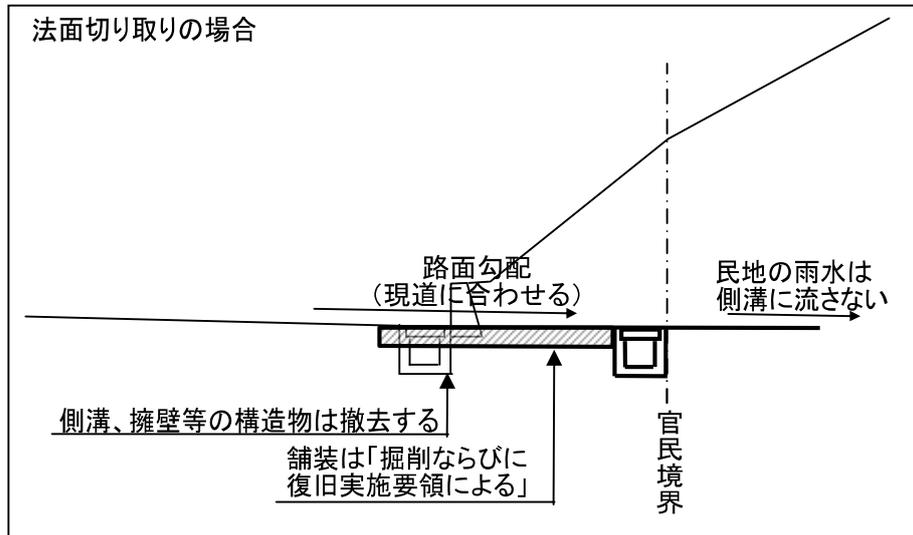
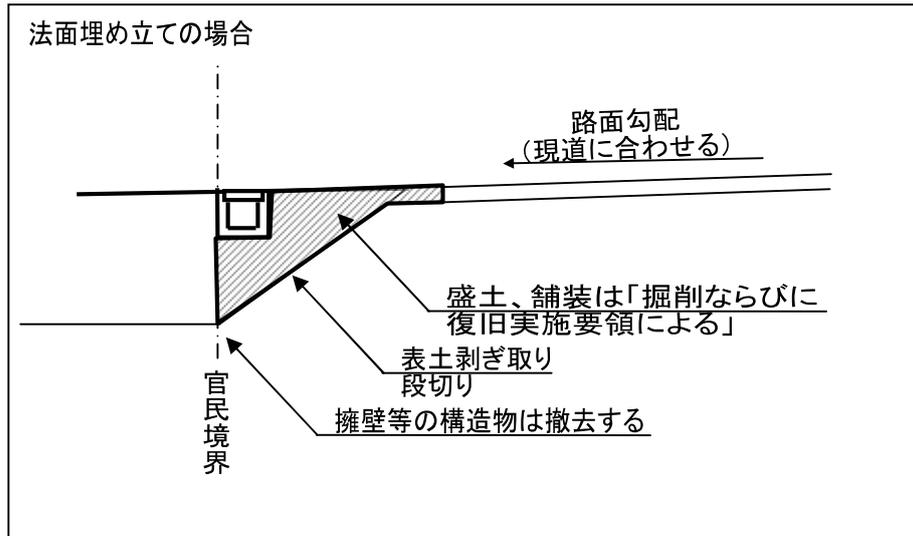
法面の切り土において、道路面より法面が高いままで残る場合は、法面から道路に土砂が流入しないよう、法覆工等を施さなければならない。

第 10 条

法面の埋め立て、切り取りにより道路面が広がる場合は、現道と同等以上の舗装を施さなければならない。その場合は「道路の掘削ならびに復旧要領」によらなければならない。

第 11 条

道路法面の埋め立て、切り取りの際の標準的な施工は下図による。



(道路側溝)

第 12 条

承認工事の施工により道路の路面排水に支障を来す場合は、申請者の負担により側溝を整備しなければならない。

第 13 条

道路側溝は流量計算によりその断面を求め無ければならない。ただし、明らかに次条で定める最小断面で足りる場合は、流量計算を省略できる。

第 14 条

道路側溝は計画流量にかかわらず、幅 30 cm、有効深さ 30 cm を最小断面とする。

第 15 条

道路側溝は維持管理を考慮して開渠を原則とするが、進入路確保のため、土木事務所長の承認を得て最小限度の覆蓋を施すことが出来る。その場合においては覆蓋の両端に視線誘導を図る施設を設置しなければならない。

第 16 条

道路側溝は大型車両の通行を想定して T-25 の構造としなければならない。

第 17 条

店舗などで大型車両の通行が多いと想定される場合は T-25 横断用の構造としなければならない。

第 18 条

道路側溝を覆蓋する場合には、維持管理用に 10m に 1 箇所以上グレーチングを設置しなければならない。またその設置場所は出来るだけタイヤの通過しない場所を選定しなければならない。

第 19 条

法面埋立などにより側溝が 1 m 以上の深さとなる場合、側溝の内空は 0.6m 以上としなければならない。

第 20 条

覆蓋がとぎれる場合は、その端部に転落防止柵あるいはデリネータ等を設置しなければならない。

第 21 条

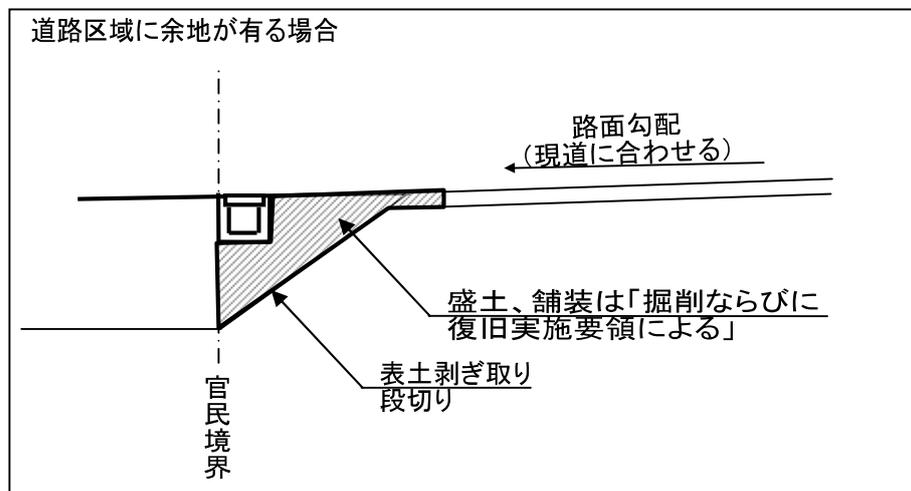
重車両の出入りを想定する道路側溝はグレーチングを固定できる構造のものとし、側溝本体にグレーチングをボルト等で強固に固定しなければならない。

第 22 条

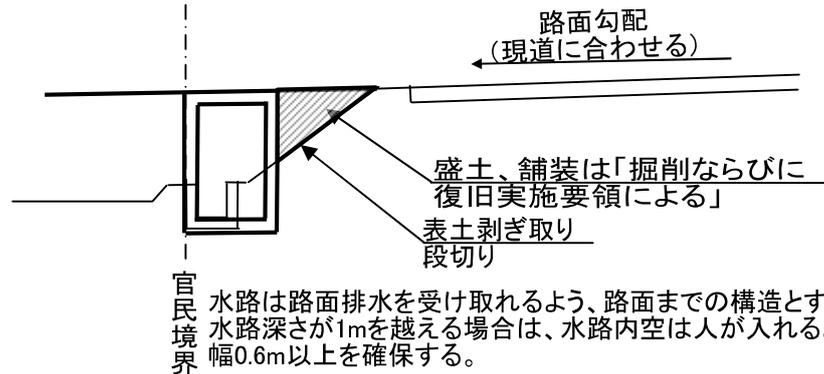
申請者は承認を得て設置した道路側溝を引き渡し後においても定期的に清掃し、排水の確保を図らなければならない。

第 23 条

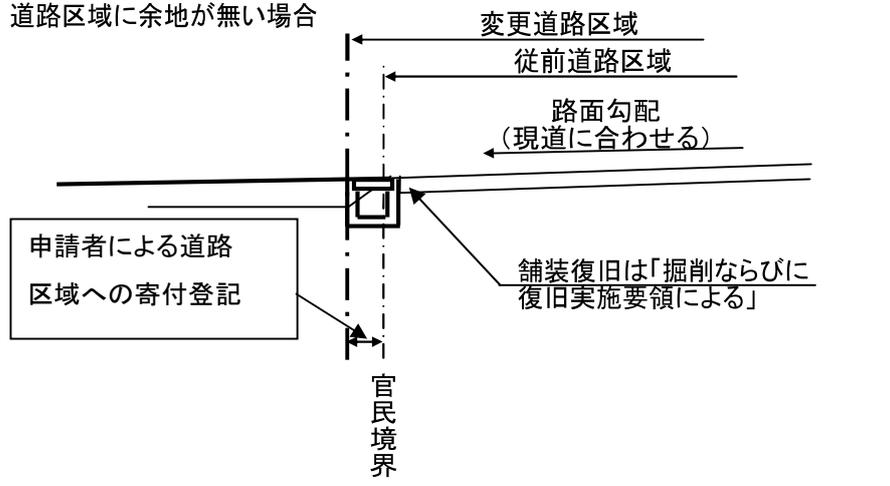
道路側溝を設置する位置は下図のとおりとする。



道路区域に余地が有って、水路としての高さを守らなければならない場合



道路区域に余地が無い場合



(進入路の設置)

第24条

進入路は通行の安全を図るため、必要最低限の幅とし、下表を標準とする。

区分	利用形態	進入路幅	進入路間隔
I種	乗用、小型貨物が入り出す通路	4m	2m
II種	普通自動車(トラック含む)が入り出すIII種以外の通路	8m	5m
III種	幹線道路に接し、長さ8m以上の車両が入り出すガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、コンビニエンスストア、駐車場および倉庫などの通路(車両重量6.5tを越えるもの)	12m	10m

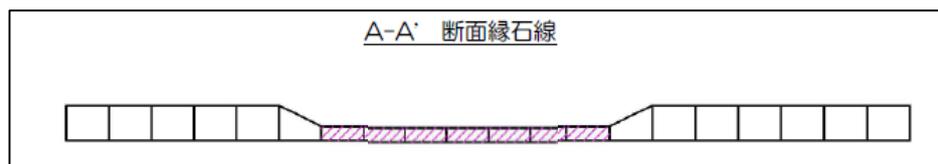
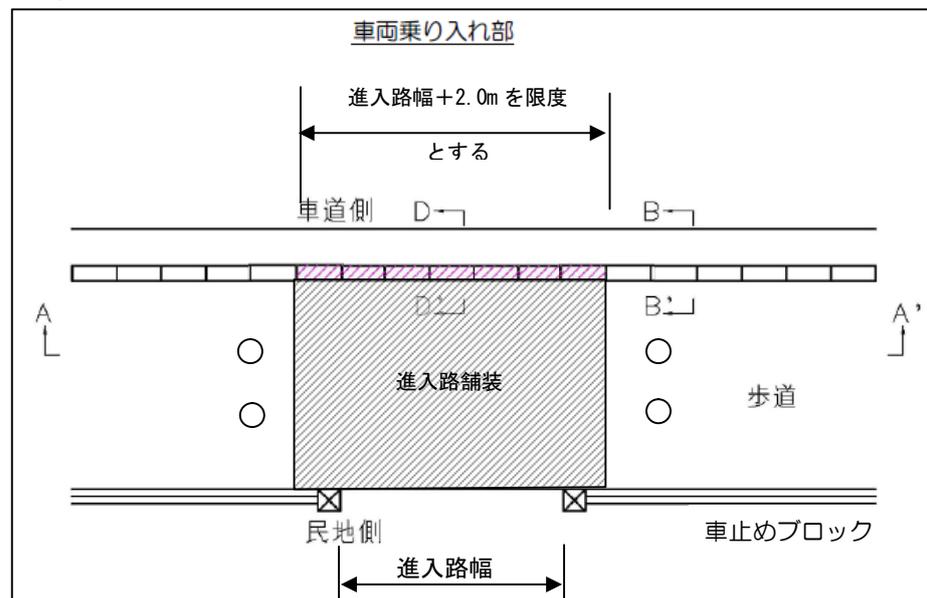
※ 土地利用形態ごとの進入路幅は上表のとおりとする。但しIII種においては、必要幅を軌跡図等で確認し、想定される利用車両の通行に必要な幅とする。例えば軌跡検討の結果10mで車両の進入が可能であれば、10mを限度とする。

※ 各々の進入路、あるいは隣接地進入路との間隔は上表以上とする。

- ※ 車両の軌跡は道路構造令で定める「普通自動車」の規格で求めることとし、トレーラあるいはこれに類する特殊な構造の車両は考慮しない。
- ※ 大型車両の進入出審査においては、道路からの進入の軌跡のみならず、駐車場内での大型車両の配置や駐車場内での回転の余地も確認すること。後退しなければ出てこられない駐車場であれば大型車両は考慮しない。
- ※ 上表の範囲で進入できない場合は、車道の拡幅等を検討する。

第 25 条

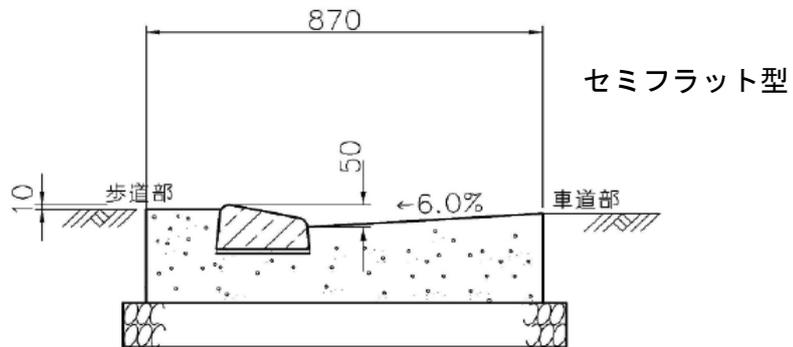
歩道（自転車歩行車道）が設置してある場所での進入路の構造は下図のとおりとする。



- ※ 歩車道境界ブロックおよび進入路部の乗り入れブロックの構造は現況の構造と滋賀県歩道整備マニュアルによる。
- ※ 進入路の角度は道路中心線に対し 90° とする。これを斜めにする場合は個別に協議すること。
- ※ 民地側には進入路幅以外は車止めブロックを設置する。
- ※ 歩道の路面勾配は滋賀県歩道整備マニュアルによる。
- ※ 現況歩道がマウントアップ構造である場合は、歩道の縦断勾配と平坦部の確保に留意し、必要に応じて歩道路面を進入路の前後から切り下げる。
- ※ 進入路となる歩道の舗装断面は設計便覧（道路編）による。
- ※ 自動車が歩道を走行しないよう、車止めを設置する。

車両乗り入れ部（PL13型）

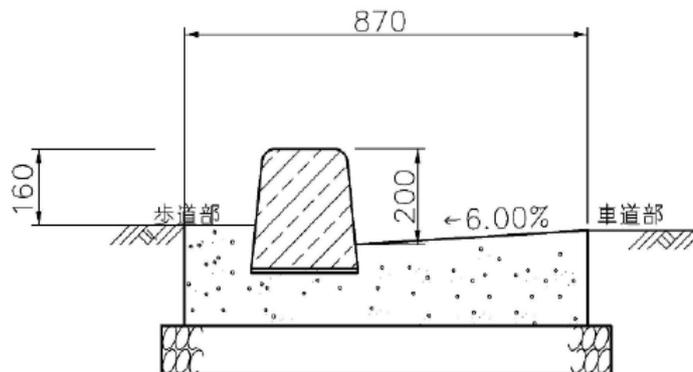
D-D' 断面



コンクリートおよび基礎碎石の厚みについては車道交通量による。

一般部（PL12型）

B-B' 断面



コンクリートおよび基礎碎石の厚み
については車道交通量による。

第26条

進入路は、民地への乗り入れ車両が一旦停止した後に歩道（自転車道）を横断することから、歩道（自転車歩行車道）の連続性が優先され、歩行者や自転車の通行を妨げない構造でなければならない。

第27条

承認工事について公安委員会より条件が付された場合は、その条件を配慮して構造を決める。

策定年月日

平成23年3月31日

最終改正年月日

平成23年3月31日

根拠条文等	<p>道路法第 24 条</p> <p>道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 4 項若しくは第 6 項又は第 19 条から第 22 条の 2 までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p>
関連行政指導事項	